

宮崎県「新しい生活様式」への営業形態移行支援補助金交付申請書

兼実績報告書
兼請求書

令和2年 月 日

宮崎県飲食店等コロナ対策緊急支援実行委員長 殿

標記補助金について、「新しい生活様式」への営業形態移行支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請し、下記のとおり実績を報告します。なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

記

申請者	ふりがな		裏面の注意事項を、よく読んで記入してください。	
	氏名			
	現住所	〒	電話番号	※日中でも連絡が取れる番号
営業所	ふりがな		営業許可番号	
	営業所の名称、屋号又は商号		※複数店舗分の申請の場合、複数の番号を記入。 ※全ての営業許可証の写しを添付。	
	営業所の所在地	〒	営業所電話番号	
申請内容	購入又は導入した資機材の内訳 ※記入欄が不足する場合は、任意の用紙に同様の内訳を記載して添付してください。 ※対応する領収書の写しを提出してください。	資機材名	購入・導入金額	円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	申請額	円	※申請の上限額は1営業所当たり5万円です。 ※購入・導入金額の合計が5万円に満たない場合は、その合計金額が申請額の上限となります。	
交付決定された場合は、以下の口座に振り込んでください。(通帳の写し要提出)				
振込先	ふりがな		預金種別	普通・当座
	口座名義人 (※申請者と同名義)		印	
	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 出張所	口座番号
【要件該当確認】 右の項目について、よく読んで、当てはまる場合に□にチェック(☑)してください。	<input type="checkbox"/> 以下の項目に相違ないことを誓約します。 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者又は小規模企業者に該当する事業者である。 ・県内に事業所を有する事業者(県外に本社を有する事業者は除く)である。 ・食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている。 ・「新しい生活様式」に対応し、感染防止対策に取り組むことを宣言している事業者である。 ・県税に未納はない。 ・個人住民税について特別徴収を実施している又は特別徴収を開始する。 ・暴力団員ではなく、暴力団や暴力団員と密接な関係がない。 			
実行委員会 記入欄	交付決定年月日		交付決定額	円
	交付日			

【注意事項】

- ・補助金の上限額は1営業所当たり5万円です。（例えば、3営業所に係る申請の場合は、上限15万円となります）
- ・複数の営業所に係る申請の場合、営業所の名称、所在地、電話番号は、代表とする営業所のみ記載してください。
- ・営業許可番号は、申請に関わる全ての営業所の番号を記載するとともに、記載した営業所の全ての営業許可証の写しを提出してください。
- ・資機材の購入・導入金額の合計が5万円に満たない場合、その合計金額が申請額の上限となります。
- ・申請内容に、補助対象とならない資機材が計上されている場合は、交付決定額が申請額を下回る可能性があります。
- ・購入又は導入した資機材の内訳の欄が不足する場合は、任意の別紙に内訳を記入して提出してください。
- ・領収書の写しを提出してください。
- ・振込口座の通帳の写し（支店名や口座名義人が確認できるもの）を提出してください。
- ・記載内容に疑義や記載漏れがある場合には、実行委員会より確認の連絡をすることがあります。
- ・表面下部の「要件該当確認」の内容をよく読み、該当するか確認してください。全て該当する場合のみ（チェック）してください。全て該当する場合のみ補助金の交付対象になります。

【補助対象】

1 物品関係

品目	可否
マスク	○
消毒用アルコール	○
次亜塩素水	○
キャッシュレス機器	○
非接触型体温計	○
テイクアウト・デリバリー容器	○
取り分け用小皿・コップ	○
清掃用クロス・ウェス	○
ゴム手袋	○
ペーパータオル	○
出前機	○
保温バッグ	○
空気清浄機	×
エアコン	×

2 改修・修繕関係

品名	可否
アクリル板・ビニールカーテン設置	○
固定席の間引き	○
換気扇の設置	○
客席間仕切り板の設置	○
換気扇クリーニング	○
トイレ手洗場改修	○
ソーシャルディスタンス周知用サイン設置	○

※ 表内のもの以外にも、感染防止対策につながるものであると、社会通念上判断できるものについては対象となります。

【申請先】 ※受付は郵送のみ

〒880-8501

宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県飲食店等コロナ対策緊急支援実行委員会事務局 行
(産業政策課内)